

(17) 障害者住宅整備補助事業



✿ 内容

障がい者のいる世帯が、住宅をその障がい者の身体状況に適したものに改造を行う際に要する経費の補助を行います。ただし、この工事には増改築を含みますが、新築工事や全面的な建替工事は除かれます。

また、駐車場や外構工事は対象となりません。

✿ 対象者 身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳「A」所持者で世帯全体の前年の収入合計が 600 万円未満の方が対象です。

※介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された 65 歳以上の方は、市高齢福祉課が問合せ・申込み先となります。

✿ 補助対象額

対象工事に要した額（50 万円が限度となります）

世帯区分	補助率	補助金の額
生活保護世帯	100%	50 万円まで
所得税非課税世帯	75%	37.5 万円まで
その他の世帯	50%	25 万円まで

工事例

- ・居室及び廊下等の改造
- ・トイレの改造
- ・浴室の改造
- ・玄関の改造
- ・段差解消機及び階段昇降機の設置
- ・ホームエレベーターの設置 など

— 注意 —

- (1) 高齢者住宅整備補助事業で適用となった方は、この事業の適用を受けることはできません。
- (2) 介護保険法の住宅改修または日常生活用具給付事業の住宅改修の給付を受けた額を除きます。
- (3) 補助を受けるためには、事前の申請が必要です。